

令和7年度 第1回

伊賀南部環境衛生組合物品売却処分一般競争入札公告

伊賀南部環境衛生組合 公告 第 8 号

下記の公有財産売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年1月14日

伊賀南部環境衛生組合
管理者 北川 裕之

1 一般競争入札に付する売払物件

以下の物件は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「公有財産売却システム」という。）を利用して入札を行う物件であり、入札に関する手続きについては、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

物件番号	物件名称	初度登録 (購入)年月	排気量	走行距離	予定価格 (最低落札価格)
33	4tダンプ車(不働車、一時抹消登録済)	H7.8	6.92 0	131,530km	50,000 円
34	低床トラック(2tトラック、一時抹消登録済)	H18.1	4.77 0	106,386km	50,000 円
35	ダンプ車(10tダンプ、一時抹消登録済)	H14.10	18.93 0	999,212km	50,000 円

2 参加資格に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者

イ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者。法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に該当する者。

ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員に該当する者。

エ 日本語を完全に理解できない者

オ 伊賀南部環境衛生組合が定める伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者。

カ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者。

(2) 後記4によりあらかじめ一般競争入札への参加する場合の手続きを有効に完了した者であること。

3 一般競争入札説明書及び伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインを交付する場所及び期間

(1) 場所 三重県伊賀市奥鹿野1990番地

伊賀南部環境衛生組合（伊賀南部クリーンセンター内）

(2) 期間 令和8年1月14日（水）から令和8年2月3日（火）まで（伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

4 一般競争入札の参加申込み等

(1) 申込方法

一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムによる参加の申込み（以下、「仮申込」という。）を行った後、次に掲げる書類を提出（以下、「本申込」という。）すること。

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 委任状（代理人により一般競争入札に参加する場合のみ提出）

ウ 住民票抄本又は外国人登録済証明書の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明証。なお、いずれも入札日前90日以内に発行されたものに限る。ただし、個人の方の場合、住民票抄本又は外国人登録済証明書の写し及び印鑑登録証明証を公的機関の証（住民票、運転免許証、保険証、旅券等）の写しをもって代えることができる。

(2) 申込（提出）期間

ア 仮申込（公有財産売却システムによる参加の申込み）

令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時まで

イ 本申込

令和8年1月14日（水）から令和8年2月3日（火）まで（伊賀南部環境衛生組合の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）午前8時30分から午後5時まで。

ただし、令和8年1月14日（水）にあつては、午後1時からとする。

なお、郵送の場合は、令和8年2月3日（火）消印有効とする。

(3) 申込（提出）先

郵便番号 518-0296
三重県伊賀市奥鹿野1990番地
伊賀南部環境衛生組合 業務室 宛

(4) その他

- ア 仮申込及び本申込に要する費用は、申込者の負担とする。
- イ 一旦受領した書類は、返却しない。
- ウ その他、公有財産売却システムを利用して入札に参加する場合の手続きについては、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

5 車両下見会の日時及び場所

日時 令和8年1月20日（火）から令和8年2月13日（金）まで
午前9時から正午、午後1時から3時の間で双方調整し決定する。
（土・日曜日・祝日を除く）

場所 三重県名張市下比奈知737番地 伊賀南部最終処分場（物件番号：33、34、35）

下見を希望する者は、必ず事前に伊賀南部環境衛生組合（電話0595-53-1120、平日 午前8時30分から午後5時まで）に連絡し、希望日時を申し出ること。なお、車両下見会に参加しない場合も入札に参加できるが、その場合は現況を把握したものとして取扱うものとする。

6 入札期間、方法

(1) 入札期間

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

(2) 入札方法

- ア 入札は、公有財産売却システムにより行う。したがって、公有財産売却システム以外の入札は認めない
- イ 入札回数は、前記1の物件について1回限りとする。
- ウ 予定価格（最低落札価格）を下回る入札金額は、無効とする。
- エ その他、入札方法については、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

7 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者並びに伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

8 入札保証金

(1) 納付

入札に参加しようとする者は、伊賀南部環境衛生組合が定めた入札保証金を、指定された方法により納付すること。

(2) 還付等

ア 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

イ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後に全額を還付する。また、入札に参加の申込みを行ったものの入札を行わない場合も、入札保証金の還付は入札終了後とする。
なお、入札保証金の還付には、入札終了後4週間程度を要することがある。

(3) その他

ア 落札者が契約締結期限までに契約を締結しないとき又は入札参加者が入札に関し不正な行為を行ったときは、その者の納付した入札保証金は伊賀南部環境衛生組合に帰属する。

イ その他、入札保証金については、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインに従うものとする。

9 開札日時及び落札者の決定方法

(1) 日時 令和8年2月26日(木)午後5時

(2) 場所 三重県伊賀市奥鹿野1990番地
伊賀南部環境衛生組合業務室

(3) 落札者の決定方法

ア 入札期間終了後、公有財産売却システムにより行われた入札のうち、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上で、かつ最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あった場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

10 開札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、公有財産売却システム上に一定期間公開するものとする。

11 契約保証金

(1) 納付及び入札保証金からの充当

落札者は、予定価格(最低落札価格)の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結日までに納付しなければならない。

なお、契約保証金は、前記8(1)で納付した入札保証金をこれに充当する。

(2) その他

ア 落札者が納付した契約保証金は、売払代金の一部に充当する。

ただし、落札者が、売払代金を納付しないときは、その者の納付した契約保証金は、伊賀南部環境衛生組合に帰属する。

イ その他、契約保証金については、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイ

ドラインに従うものとする。

12 契約の締結

落札者は、令和8年3月5日（木）までに伊賀南部環境衛生組合から交付された契約書に記名・押印して取り交わすものとする。

なお、契約書の作成にかかる収入印紙等の費用は、落札者の負担とする。

13 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金

売払代金の残金は、落札価格から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに、伊賀南部環境衛生組合が指定する方法で売払代金の残金を一括で納付しなければならない。

なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

14 権利移転の時期等

(1) 権利移転の時期

ア 落札者が売払代金の全額を納付した時点で所有権は、落札者に移転する。

イ 所有権の移転手続は、落札者が行うものとする。

なお、所有権の移転手続に係る費用は、落札者の負担とする。

(2) 引渡し条件

落札物件は、現況有姿のまま引き渡すものとする。なお、隠れた瑕疵があってもその責任は負わないこととする。

引渡しは令和8年4月30日（木）までに行うものとする。

15 その他

詳細は、伊賀南部環境衛生組合インターネット公有財産売却ガイドラインによる。